

平成二十二年八月二十日受領
答 弁 第 三 〇 号

内閣衆質一七五第三〇号

平成二十二年八月二十日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘 殿

衆議院議員木村太郎君提出広域農道アップルロードの整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出広域農道アップルロードの整備に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の農道整備事業については、平成二十一年十一月に行われた行政刷新会議の事業仕分けの評価結果等を踏まえ廃止とし、平成二十二年度以降の新規採択は取り止めたところである。ただし、平成二十一年度以前に採択され、事業が完了していない地区については、平成二十二年度に新たに創設した農山漁村地域整備交付金により対応することが可能である。

二について

御指摘の「広域農道アップルロード」の補修の必要性については、その管理者である弘前市が判断すべきものであり、政府としてお答えする立場にない。

三から五までについて

一について述べたとおり、農道整備事業は廃止したところであるが、地域における農業振興のために農地への円滑な往来を確保する観点から、農地、農業用施設等の整備と一体的に実施する農道の補修又は整備は、農山漁村地域整備交付金により実施することを可能としており、同交付金により対応する地区に

については、国から県に対する配分額の範囲内で、県が決定することとしている。